令和８年（フ）第２３２号
奈良市藤原町906番地の５
債務者　濱崎　直美
１　決定年月日時　令和８年９月２日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年11月２日まで
奈良地方裁判所破産係

令和８年（フ）第４５１号
岡山市北区辰巳18番地108　ラシェールＢ201
債務者　高野まひろ
１　決定年月日時　令和８年９月３日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年11月２日まで
岡山地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第４９２号
岡山市北区柳町１丁目４－８　ヒカリホールディングスビル401号室、住民票上の住所岡山市中区藤原西町二丁目７番37号　苔口マンション　201号
債務者　近藤　裕子
１　決定年月日時　令和８年９月３日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年11月２日まで
岡山地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第７号
岡山県新見市新見2232番地
債務者　逸見　建友
１　決定年月日時　令和８年９月３日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年11月２日まで
岡山地方裁判所新見支部

令和８年（フ）第８号
岡山県新見市哲多町大野2034－５　社会福祉法人健康の森学園　障害者支援施設、住民票上の住所岡山県井原市上出部町262番地２　松本アパート１号
債務者　西川　竜輝
１　決定年月日時　令和８年９月３日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年11月２日まで
岡山地方裁判所新見支部

令和８年（フ）第２５４号
愛媛県松山市畑寺３丁目８番13号
債務者　前田　有生
１　決定年月日時　令和８年９月３日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年11月２日まで
松山地方裁判所民事部

令和８年（フ）第２８０号
愛媛県松山市余戸中３丁目６番25号　402号
債務者　大冨　秀雄
１　決定年月日時　令和８年９月３日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年11月２日まで
松山地方裁判所民事部

令和８年（フ）第２９０号
愛媛県松山市余戸中３丁目６番25号　402号
債務者　大冨かおり
１　決定年月日時　令和８年９月３日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年11月２日まで
松山地方裁判所民事部

令和８年（フ）第３１２号
愛媛県松山市平和通４丁目１番地17
債務者　上野　好廣
１　決定年月日時　令和８年９月３日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年11月２日まで
松山地方裁判所民事部

令和８年（フ）第２９号
高知県須崎市大間西町３番15－２号（前住所高知県須崎市山手町６－21）
債務者　野中　悠司
１　決定年月日時　令和８年９月２日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年11月２日まで
高知地方裁判所須崎支部

令和８年（フ）第５０号
福岡県筑後市大字久富715番地　県営住宅久富団地５棟304号、前住所福岡県みやま市瀬高町下庄995番地１　パナハイツ目野201号室
債務者　田中　一治
１　決定年月日時　令和８年９月３日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年11月２日まで
福岡地方裁判所八女支部破産係

令和８年（フ）第２１９号
佐賀市金立町大字金立801番地１、前住所佐賀市兵庫町大字渕1191番地　中村孝洋様方
債務者　中村　　亨
１　決定年月日時　令和８年８月31日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年11月２日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

令和８年（フ）第３６０号
熊本市中央区京町本丁７番10号　ラフォーレ京町206号
債務者　池内慎一朗
１　決定年月日時　令和８年９月２日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年11月２日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

令和８年（フ）第５６８号
熊本市東区新外３丁目１番92号　エルビス新外Ｄ－１、異動前住所熊本市東区桜木４丁目13番97号　エルメゾン桜木Ａ棟202号室
債務者　田代　広子
１　決定年月日時　令和８年９月１日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年11月２日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

令和８年（フ）第３６１号
鹿児島市慈眼寺町22－１　セジュールゆうかり101、住民票上の住所鹿児島県枕崎市小塚町74番地
債務者　眞茅　正行
１　決定年月日時　令和８年９月３日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年11月２日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

令和８年（フ）第３６９号
鹿児島市池之上町４番13号　中村マンション103号
債務者　是枝　　務
１　決定年月日時　令和８年９月１日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年11月２日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係